



平成 23 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 田中亜鉛鍍金株式会社

代表者名 代表取締役社長 田中 成和

(J A S D A Q ・ コード 5 9 8 0)

問合せ先 役職・氏名 取締役・経理部担当 山村健一郎

電話 0 6 - 6 4 7 2 - 1 2 3 8

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成23年4月28日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成23年4月28日付当社プレスリリース」といいます。）及び平成23年5月2日付（「（訂正）『定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ』の一部訂正」（以下「平成23年5月2日付訂正プレスリリース」といいます。））においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「1.（2）」において定義いたします。以下同じです。）の全部取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める J A S D A Q における有価証券上場規程第47条（上場廃止基準）に該当することとなりますので、本日から平成23年6月30日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所が開設する市場である J A S D A Q （スタンダード）（以下「J A S D A Q」といいます。）において取引することはできません

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成23年7月5日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様をもって、当該株主様が所有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成23年7月6日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき0.0000019株の割合をもってA種種類株式（下記「1.（1）」において定義いたします。）を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成23年4月28日付当社プレスリリース及び平成23年5月2日付訂正プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の（１）から（３）の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- （１）当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、定款変更案第6条の2に定める内容のとおり、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとし、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- （２）上記（１）による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- （３）会社法第171条第1項並びに上記（１）及び（２）による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付いたします。なお、田中ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち（１）及び（２））の承認決議

（１）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち（１）及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち（２）の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成23年4月28日付当社プレスリリースの「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」及び平成23年5月2日付訂正プレスリリース「【訂正箇所②】」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成23年4月28日付当社プレスリリースの「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」及び平成23年5月2日付訂正プレスリリース「【訂正箇所④】」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち(1)及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本完全子会社化手続のうち(2)に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年7月6日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち(3))の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成23年4月28日付当社プレスリリースの「3. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち(1)及び(2)による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付するものです。なお、公開買付者以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち(2)の効力発生を条件として、平成23年7月6日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000019株の割合をもって交付いたします。

上記交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、当該切り捨てられた端数部分を加味して売却代金が算定される予定です。)に相当する数のA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

この売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に200円(公開買付者が平成23年2月8日から当社

普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

4. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成23年6月30日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年7月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

5. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)

種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)の効力発生日	平成23年5月31日(火)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年5月31日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月30日(木)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年7月1日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成23年7月5日(火)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成23年7月6日(水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年7月6日(水)

以上